

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童の保育料は、上限額まで無償となります（下記「3. 参考(1)」参照）^(注1)。

また、一時保育を利用している方についても、保育の必要性がありながら認可保育施設を利用できていない場合、無償化の対象となる場合があります。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に「施設等利用給付認定（2・3号）」を受けていただく必要があります。以下をご確認のうえ、電子申請を行ってください。

注1）施設が保護者から徴収する月額利用者負担額以外の費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については無償化の対象外となります。

1. 申請方法

(1)電子申請 以下のとおり電子申請を行ってください。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ① 神戸市スマート申請システム(e-KOBE)にアクセスし、まずは利用者登録を行います。
- ② 利用規約を確認の上、メールアドレスを登録してください。登録いただいたメールアドレス宛に認証コードを記載したメールを送信しますので、30分以内に認証コードを入力してください。その後、利用者情報(パスワードの設定・氏名・住所等)を入力し、登録完了です。
- ③ トップページに戻り、**「手続き一覧(個人向け)」** から **「カテゴリ「子育て・教育」→「幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育」→「子どものための教育・保育認定手続き」** を選択します。
- ④ **「私学助成幼稚園+預かり保育、認可外保育施設(新2号・3号認定)」** を選択します。
※手続きは、2通りの本人確認方法【マイナンバーカードで電子署名をする方】と【本人確認書類を添付される方】から1つを選んでください。
- ⑤ 以降、入力フォームに従って、必要な情報を入力してください。
- ⑥ 【マイナンバーカードで電子署名】の場合、最後にマイナンバーカードを読み込ませ、電子署名用のパスワードを入力し電子署名を行います。
【本人確認書類の添付】の場合、入力フォームに従って本人確認書類をアップロードします。

(2)書類での申請 上記(1)の電子申請ができない場合は、紙での申請も受け付けます。

◆書類の様式は、以下の本市ホームページよりダウンロードいただけます。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a36812/kosodate/shien/shinseido/musyoka.html>



【必要書類】

| | |
|---|---|
| ① | 施設等利用給付認定・変更申請書(2・3号認定用) |
| ② | 個人番号申告書 |
| ③ | 保育の必要性を証明する書類 ※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」参照 ※必要な書類は、神戸市 HP からダウンロードしてください。 |
| ④ | その他必要に応じた書類 ※①～③とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。 |

【提出先】

| 担当所管 | 所在地 | 電話 |
|-------------|-----------------------------|--------------|
| 神戸市行政事務センター | 中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F | 078-291-5952 |

2. 申請期限

認定開始希望月（利用開始）の3か月前から2ヶ月前の末日まで

※認定開始希望月よりも3か月以上早い申請はご遠慮ください。
(直近まで保育要件やご家庭の状況が変わる可能性があるため)

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、**受領日以降の認定開始となります。**
遡って認定することはできませんので、十分ご注意ください。

3. 参考

(1)対象確認表

| 児童のクラス年齢 | 無償化の上限金額 |
|-----------------------|-------------|
| 3歳～5歳児 | 月額 37,000 円 |
| 市町村民税 非課税世帯の 0～2歳児 | 月額 42,000 円 |

※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります

※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです

※複数の施設を利用している場合は、それらの施設利用料を合算した上限となります

(2) 保育の必要性を認める事由

| 事由 | 状況 |
|-----------|--|
| 就 労 | 保護者が就労している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就労) |
| 妊 娠・出 産 | 母親が妊娠中あるいは出産前後である (認定期間は出産予定日の8週前が属する月の翌月1日から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで) |
| 疾 病・障 が い | 保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある |
| 介 護・看 護 | 保護者が親族の介護・看護をしている (継続して1か月あたり 64 時間以上の介護・看護) |
| 災 害 復 旧 | 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている |
| 求 職 活 動 | 保護者が求職活動中である |
| 就 学 | 保護者が就学している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就学) |

4. 問い合わせ先

| 担当所管 | 所在地 | 電話 |
|-------------|---------------------------|--------------|
| 神戸市行政事務センター | 中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル4F | 078-291-5952 |

..... 幼児教育・保育の無償化についてはこちらをご覧ください。

<https://kobe-kodomo-mushou.jp/>

